

精神障害認定基準専門検討会に対する意見書
(発病の 6 か月より前の出来事も評価すべきことについて)

2022年（令和4年）11月29日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

「精神障害の労災認定基準に関する専門検討会」担当
労働基準局補償課職業病認定対策室 室長 殿

過労死弁護団全国連絡会議
精神障害検討班

第1 2018年意見書

1 2018年意見書の内容

過労死弁護団全国連絡会議は、2018年意見書において次のように意見を述べた。

〈改定意見の趣旨〉

貴省は、「第4 認定要件の具体的判断」「2 業務による心理的負荷の強度の判断」

「(5) 出来事の評価の留意事項」の④を下記のとおり改定すべきである。

記

本人が主張する出来事の発生時期は発病 6 か月より前であっても、発病前おおむね 6 か月の間における出来事の有無等についても調査し、例えば当該期間における業務内容の変化や新たな業務指示等が認められるときは、これを出来事として、発病前おおむね 6 か月前の間の心理的負荷を評価するとともに、発病前おおむね 6 か月前の出来事と発生時期は発病の 6 か月よりも前の本人が主張する出来事との関連性、各出来事と数、出来事の内容、各出来事の時間的な接近の程度をもとに、その全体的評価を行うこと。

2 2018年意見書の理由

改定意見の理由の要旨は以下の通りであった。

- (1) 裁判例の中には、発病前おおむね 6 か月とすることに否定的な判決も存在した。〔東京高判平22・2・25〕〔東京高判平21・9・17〕〔東京地判平21・5・20〕〔福井地判平21・5・20〕
- (2) 原田医師は、指針制定後、「発症前どれ位まで遡ってストレスを取り上げるかについて明確な決まりはないが、6ヶ月ないし1年を問題にすることが普通である。」等と述べ、6か月とすることについて「明確な決まりはない」と指摘している(原田憲一「精神障害の労災認定」産業精神保健8(4):275-279:2000)。
- (3) 〔ニコン・アテスト事件東京高判平21・7・28〕は過労自殺の損害賠償請求の事件であるが相当因果関係の認定に関し、判断指針の「おおむね6か月」とは、6か月から1年程度といった期間をゆるく想定しているにすぎないと解するのが妥当である…と判示している。
- (4) 平成23年の専門検討会の第4回の議事録によれば、6か月より前の心理的負荷を考慮しないのではなく、発病前の6か月より前のある出来事が発病に影響している場合には、発病前6か月の間の出来事につながっているから発病前おおむね6か月を調べれば十分であるとしている。

第2 2018年意見書の内容が適切であること

- 1 この問題について、次のような裁判例がある。
 - (1) 電通事件（最判平12・3・24）は、その業務の過重性を判断するに当たって平成2年4日に入社して以来の労働実態を分析して平成3年8月の自殺について過重な業務が原因であると判断している。
 - (2) 長崎地判平22・10・26、福岡高判平24・4・20（専門検討会第3回資料3・B5）は、「本件疾病のようなうつ病は、何か1つの出来事がこれを引き起こすというものではなく、ストレスの原因が重なり、それが継続することで、発症に至ることが多く時期を厳密の特定することには困難を伴うと言われている。本件のように業務内容や職場環境によるストレスが継続（平成13年1月以降）している場合は、評価期間を発症前6か月に限ることなく評価対象とすべきである。また、出来事を一連のものとして全体的にみれば、強度の心理的負荷があったものというべきである。」と指摘している。
 - (3) 新潟地判平24・4・27（専門検討会第3回・資料3・B6）は、「本件はいじめやセクシュアルハラスメントの事案ではないが、所長の指導や叱責及びノルマが達成できなかつたという出来事は繰り返されていたのであるから、本件においては、発病前6か月以内の出来事に限定するものではなく、その開始時からすべての行為を対象として心理的負荷を評価することが相当である。」と指摘している。
 - (4) 東京地判平27・3・23（専門検討会第3回資料3・B24）は、「一級建築士として設計業務に従事していたところ、平成16年1月31日から平成17年1月6日までの間、香港プロジェクト工事のため香港に出張し、帰国後の平成17年1月から礼拝堂新築工事を担当していたが、同年8月22日に自殺した。」という事案である。判決は、「発病間6か月の出来事に形式的に割り切って判断を行うのは、本件においては相当ではない。」とし、「香港プロジェクトの業務による過酷な長時間労働等強い負担や、これをめぐる損失の発生といった一定の心理的負荷を生じさせるべき事象が認められ、そして、香港プロジェクトの業務により強い心理的負荷を受けた後も一定の業務による心理的負荷を受け、その業務遂行中に本件精神障害が発症した経過が認められる。」と指摘している。
 - (5) 東京高判平28.9.1（専門検討会第3回資料3・B32）は、「また、上記発病時期から遡って6か月を超えるが、平成20年1月中旬から同年6月中旬までの間、一郎の時間外労働時間は、毎月おおむね120時間を超え、起算日（平成20年5月1日から同月7日までの各日から遡って30日間）によっては、1か月160時間を超える場合もあったことを看過することはできない。」と指摘している。その上で「その前には認定基準の「特別な出来事」にも匹敵する長時間労働に従事していたことを考えると、上記発病時期前の1年間の長時間労働は、相當に過酷なものであったとみることができる。」指摘し、6か月より前の出来事も評価し、業務起因性を認めている。
- 2 上記裁判例を踏まえれば、過労死弁護団2018年意見書の指摘が相当であること
上記の外、裁判例として、専門検討会第3回資料3・裁判例B9（岡山地判平24・9・26、じん肺により病状が継続している事例）、裁判例B27（京都地裁平27・9・18、叱責、暴言が繰り返されていた事例）、裁判例B54（名古屋高判令3.4.28、けがにより片目を失明し、痛みも継続していた事例）がある。これらは、認定基準の当てはめとして当然に

6か月前の出来事も考慮に入れられるべき事案であった。

これらに加え、電通事件及び上記の(2)、(3)、(4)、(5)の裁判例は、けがや疾病が続く場合、ハーバーハラスメントやセクシュアルハラスメントが継続する場合でないが、出来事が継続している場合にはその開始時から全ての行為を対象にしている。これらの裁判例は、当弁護団の意見と同一の考えに基づくものといえる。

当弁護団の2018年意見書の通りの改定がなされるべきである。

第3 認定基準の運用が適切になされるよう指摘すべきこと

認定基準では、「本人が主張する出来事の発生時期は発病の6か月より前である場合であっても、発病前おおむね6か月の間における出来事の有無等についても調査し、例えば当該期間における業務内容の変化や新たな業務指示等が認められるときは、これを出来事として発病前おおむね6か月の間の心理的負荷を評価すること。」とされている。

しかし、このような運用すらされていないのが実情である。たとえば、配置転換が6か月より前であり、この配置転換が本人の能力や対人関係と合致しておらず、配置転換後、精神障害発病まで心理的負荷を受け続けたという場合にも、配置転換が6か月より前であるという理由で、配置転換後の出来事が考慮されないという判断がなされることがある。

そもそも、認定要件は「発病前おおむね6か月」の間とされているのであるが、この意味について、平成23年専門検討会第4回でも「7か月前はおおむね6か月に入るというようにやっている」「始まりが7か月前でも採用していることはあり得る」(荒井委員)などとの発言があった。「流れとしてつながっているものは認めてもいいのではないか」という気がします。」(黒木委員)との発言もあった。

また、平成23年専門検討会第4回では、「③ 1年間のノルマとして達成困難なものが命じられ、その期限が近付くことから精神障害を発病した。ノルマが命じられたのは発病の9か月前」という事例についても「ノルマが達成できないという非常にきつい状態が続いている」から「6か月以内に入っているはずです。」「おおむね6か月と言う基準をあえて変えるべき、(略) 積極的な材料にはならないのではないですか」(良永委員)との発言があった。岡崎座長も「6か月調べていくと、例えば仮に2年前に始まったものであっても発見しますよね。ですから、結局は出来事で始まって変化が生じたものが発症前6か月間続いているものであれば、2年前のものであっても関連づけて評価されるということだと思います。」と発言している。

しかし、実際には上記③のような事例においてノルマが命じられたのが9か月前であることを理由にノルマによる心理的負荷を考慮しない運用がされている場合もある。

認定基準を新たに定める際には、本人が主張する出来事の発生時期は発病6か月より前である場合にも、かならず発病前6か月の間の出来事との関係を調査、検討し、判断をすることを明記すべきである。

また、認定基準は「おおむね6か月前」となっており厳密な意味で6か月に区切る趣旨ではないことを明示すべきである。

以上

精神障害認定基準専門検討会に対する意見書（労働時間について）

2022年（令和4年）11月29日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

「精神障害の労災認定基準に関する専門検討会」担当
労働基準局補償課職業病認定対策室 室長 殿

過労死弁護団全国連絡会議
精神障害検討班

第1 はじめに

1 過労死弁護団全国連絡会議（以下「当弁護団」）は、「2018年 心理的負荷による精神障害の認定基準改定意見書」において、精神障害の労災認定基準における時間外労働時間数の評価につき、要旨次のとおり提言を行ったところである。

（1）「極度の長時間労働」

現行の「発病直前1か月間におおむね 160 時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の（例えば3週間におおむね 120 時間以上の）時間外労働」を、「発病直前1か月間におおむね 120 時間程度の時間外労働を行った場合等（たとえば、発病直前1週間におおむね 40 時間程度の時間外労働時間を行った場合）」に改めるべきである。

（2）「1か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」（項目 16）

ア 項目タイトルを「1か月に 45 時間程度の時間外労働を行った」に改める。

イ 現行の、他の項目で評価されない場合のみ評価する仕組みを改め、他の項目で評価される場合でも本項目で長時間労働の慢性ストレスを常に評価する。

ウ 現行の、発病直前連続 2か月間 ~~×~~ 月 120 時間以上の時間外労働または発病直前 3か月間 ~~×~~ 月 100 時間以上の時間外労働をもって「強」とする評価方法を、脳・心臓疾患の労災認定基準（令和3年基発 0914 第1号）と同様に、発病前 2か月間ないし 6か月間における最大の平均時間外労働時間数で評価する方法に改める。

エ 最大平均時間外労働時間数が 1か月当たりおおむね 65 時間程度認められれば、心理的負荷の総合評価を「強」とし、1か月当たりおおむね 45 時間程度認められれば総合評価を「中」とする。

（3）「恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価」

現行の「月 100 時間程度となる時間外労働」を、「月 65 時間程度となる時間外労働」に改める。

（4）「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（項目 15）

現行の【「強」になる例】が、仕事量が倍以上に増加し 1 月当たりおおむね 100 時間以上となる場合としているのを、「仕事量が倍以上に増加し 1 月当たりおおむね 65 時間程度となる場合」に改める。

- 2 上記提言の論拠は 2018 年意見書で詳論したとおりであるが、本意見書において、これと重複しない範囲で、現在の専門検討会の労働時間をめぐる議論状況に対する当弁護団としての意見を、医学的知見及び裁判例も踏まえて述べる。

第2 令和2年度ストレス評価に関する調査研究報告書について

1 専門検討会の議論状況

専門検討会の議事概要によれば、今のところ、「1か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」(項目 16)を他の項目で評価される場合にも別途評価する方向に改善するものの、時間外労働時間数については、令和2年度ストレス評価に関する調査研究報告書(以下「R2 ストレス評価報告書」)の結果をもとに、現行の基準を維持する方向のようである。

2 R2 ストレス評価報告書の結果

そこで、専門検討会の議論の前提となっている R2 ストレス評価報告書における時間外労働時間とストレス評価の調査結果について、2011 年(平成 23 年)専門検討会報告書別添・参考資料2「ストレス評価に関する調査研究」(以下「H22 ストレス評価報告書」と比較して整理する。

	H22 ストレス評価報告書	R2 ストレス評価報告書
調査対象者数	10,462 人(郵送)	30,000 人(インターネット)
同 雇用形態	経営・役員 1.2%、正社員 90.1%、非正規 7.9%	経営・役員 10.9%、正社員 57.7%、非正規 31.4%
同 性別	男 81%、女 19%	男 64.6%、女 35.3%
月 60～80 時間の時間外労働を行った	平均 4.62 点、SD2.66	平均 5.41 点、SD2.88
月 80～100 時間の時間外労働を行った	平均 5.30 点、SD2.76	平均 5.60 点、SD2.99
月 100～120 時間の時間外労働を行った	平均 5.79 点、SD2.94	平均 5.58 点、SD3.13
月 120～140 時間の時間外労働を行った*	平均 6.10 点、SD3.09	平均 5.57 点、SD3.29
月 140 時間以上の時間外労働を行った	平均 6.3 点、SD3.2	-(項目なし)

*R2 では、「月 120 時間以上の時間外労働を行った」(140 時間の区切りなし)

3 R2 ストレス評価報告書の内容に留意が必要であること

- (1) 上記表をみると、H22 ストレス評価報告書では時間外労働時間数とストレス点数に相関関係が認められるのに対し、R2 ストレス評価報告書では、そのような相関関係が認められない。
- (2) しかしながら、R2 ストレス評価報告書は、「対象者の雇用形態」のうち、「経営・役員」の割合が 10.9%と H22 ストレス評価報告書の 10 倍近くに増加している。

一般的に、経営・役員等の経営者層は、長時間労働であったとしても自らの裁量で業務を行っているため、ストレスは緩和される(DCSモデル)。

実際、R2 ストレス評価報告書の雇用形態別のストレス強度(同報告書 80 頁)をみると、下表のとおり、経営者層は、長時間労働に対するストレス強度は低い傾向となっていることが明らかである。この層の回答者が大幅に増加したこと、H22 調査でみられた長時間労働とストレス強度の相関関係が希釈化されたというべきである。

質問項目	経営・役員	正規社員	パート・アルバイト	契約社員
21) 月 60~80 時間の時間外労働を行った	平均 4.54 点	平均 5.72 点	平均 5.45 点	平均 5.34 点
22) 月 80~100 時間の時間外労働を行った	平均 4.81 点	平均 5.96 点	平均 5.62 点	平均 5.17 点
23) 月 100~120 時間の時間外労働を行った	平均 5.00 点	平均 5.92 点	平均 5.57 点	平均 4.98 点
24) 月 120 時間以上の時間外労働を行った	平均 5.12 点	平均 5.89 点	平均 5.53 点	平均 4.83 点

- (3) また、H22 ストレス評価報告書と R2 ストレス評価報告書を比較すると、正社員の割合が 90.1%から 57.7%に低下する一方、パート・アルバイト、契約社員または派遣社員等の非正規社員の割合が 7.9%から 31.4%に 4 倍増となっている。

一般に、非正規社員は、正社員に比し権限・責任が小さく、時給制のため、月 100 時間程度の長時間労働等の出来事に遭遇する現実的 possibility・頻度は小さい。そのような想像し難い出来事に対するストレス評価を過小評価しがちであることは、上記契約社員や派遣社員(スペースの都合で省略)のストレス評価において、時間外労働数とストレス評価がほぼ反比例となっている(社会通念上そのようなことはまずありえない。)ことからも明らかである。

- (4) その上で、長時間労働に遭遇する頻度・現実的 possibility が最も高い正社員のストレス評価についてみると、正社員は、月 60~80 時間の時間外労働でもストレス点数は 5.72 点と「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」(5.75 点、

II～III) や「業務に関連し、違法行為を強要された」(5.75 点、II～III) に準じるストレス点数となっている。

また、月 80 時間以上の時間外労働については、平均 5.9 点前後であり、「退職を強要された」(5.94 点、III) や「セクシュアルハラスメントを受けた」(5.88 点、II～III) 等と同程度のストレス点数となっており、いわば月 80 時間以上の時間外労働は、高水準で安定したストレス強度となっていることができる。

- (4) 以上によれば、R2 ストレス評価報告書の全体結果の内容から、長時間労働のストレス強度がさほどでもないと過小評価するのではなく、むしろ、ストレス強度として重大な要素として正面から評価すべきである。

第3 月 65 時間程度の時間外労働をもって精神障害を発病させる程度の強度の心理的負荷と認められるべきこと

1 医学的知見

当弁護団の 2018 年意見書で紹介した 4 本の医学論文に加え、以下の 2 本の我が国の医学論文からしても、月 65 時間程度の時間外労働をもって、精神障害を発病させる程度の強度の心理的負荷と評価すべきである。

- (1) 小森田龍生「労働時間とメンタルヘルスとの関連」吉田崇編『2015 年 SSM 調査報告 3 社会移動・健康』(2018)

「分析対象は、2015 年 SSM 調査 で回答を得た 7,817 名(男性:3,568、女性:4,249、回収率 50.1%) のうち、農業・自営・家族従事者を除く 20～59 歳までの男性被雇用者」で、「最終的な分析対象は、1,334 名である(略)。」(298 頁)

「労働時間とメンタルヘルスとの関連を検証した分析 I の結果から、基本的に労働時間が長くなるほど、メンタルヘルスの状態が悪くなることが明らかとなった。すなわち、週労働時間が、50 時間を超える場合、60 時間を超える場合、65 時間を超える場合で、K6 スコアと有意な正の関連が認められた。また、その影響としても、たとえば週労働時間が 60 時間を超える人では 60 時間以下の人と比べて、K6 スコアが 10 点以上(気分・不安障害相当)となる確率が 1.895 倍となり、長時間労働はメンタルヘルス悪化に対して強い影響力を持つことが示されていた。

以上の結果は、『週労働時間が 60 時間を超える場合に、メンタルヘルスの状態が明確に悪化する』という、本稿の仮説 1 を支持する。この仮説において区切り値とした週 60 時間の労働時間は、精神疾患にかかる労災認定基準(月 80 時間を超える時間外労働)を想定したものであるとともに、現在、『働き方改革』に関する議論において争点となっている実質的な労働時間の上限時

間にも相当する。」(309 頁)

「…強調したい点は、分析 I の結果が、日本の被雇用者を幅広く考慮に入れた上でのものという点である。…本稿の分析 I は代表性の確保されたデータをもとに、長時間労働とメンタルヘルスとの間に関連があることを明らかにしており、労働時間規制にかかる議論に新たな根拠を提供するものと考えられる。

ふたつめは、より重要な論点である『何時間を持続するか』という点についてである。この点について分析 I の結果は、ひとまず『週 60 時間・月 80 時間』を超える労働時間は気分・不安障害に相当するようなメンタルヘルスの悪化をもたらす可能性が高いという知見を提供する。

しかし、分析 I では、週 50 時間を超える労働時間の場合にも、メンタルヘルスが有意に悪化するという結果が示されていた。したがって、今回の分析では一貫性を持った結果として提示することができなかつたが、より適切な閾値が『週 60 時間・月 80 時間』という労働時間よりも下方に存在する可能性がある。」(309 頁)

(2) 島悟「過重労働とメンタルヘルス」産業医学レビュー 20 卷 4 号 161 頁 (2008 年)

「労働時間と睡眠時間の関係については、労働時間が長くない場合には、その関係性は弱いが、労働時間が長くなると、その関係性は強くなると考えられる。労働時間が長くなれば、当然ながら労働時間以外に使用しそうな時間が短縮することになる。…したがって睡眠時間が短縮するほどに長時間労働があるとすれば重大な問題であると考えられる。約 5,000 人の労働者を対象とした筆者の調査における時間外労働時間と睡眠時間の関係を図 3 に示した(未発表資料)が、おおむね時間外労働が 50 時間を越えると睡眠時間が 6 時間を確保できなくなる傾向があり、100 時間を越えるようになると睡眠時間の短縮傾向の強くなることが示されている。」

「筆者は厚生労働科学研究の一環として、2000 年保健福祉動向調査を目的として、睡眠時間と抑うつ状態との関係を検討した。抑うつ状態の指標としては CESD (Center for Epidemiologic Depression Scale) を用いたが、睡眠時間が減少するとともに抑うつ状態が強くなるという結果が得られている(図 4)。この結果は、メンタルヘルスを保持する上では 6 時間以上の睡眠の確保が望ましいことを示唆している。」

「ホワイトカラー 589 人を対象とした研究で 3 年間追跡し、精神疾患が 19 例発症した。週労働時間が 45~50 時間の相対リスクは 1.32、50 時間以上は 1.36 であった。長時間労働と抑うつ状態の関係をみた研究では、時間外労働が長くなるほど、抑うつ傾向得点が高くなっている(図 5)。」

「筆者が行った時間外労働と GHQ の調査では約 5,000 人の労働者を対象とした。時間外労働が 50 時間を越えるあたりから GHQ が高くなり(メンタルヘルスが悪化し)、特に 90 時間を越えると GHQ が非常に高くなることが分かる(未発表資料)(図6)。」

2 裁判例

(1) 地公災基金東京都支部長(市立 A 小学校教諭)事件－東京高判平成29年2月23日労判 1158 号 59 頁

新任教諭の自死事案。判決は、2006（平成 18）年 7 月初旬のうつ病発病までの時間外労働時間数は、4 月が 59 時間 35 分～74 時間 35 分程度、5 月は 43 時間 40 分～56 時間 40 分程度、6 月は 46 時間～66 時間程度と認定した上で (幅の上限をとった場合の 3 か月平均は約月 66 時間)、学級内のトラブルに対して職場の十分な支援もなかったことから、全体として業務による強い精神的・肉体的負荷がかかっていたとして公務起因性を肯定した。

(2) マツダ（うつ病自殺）事件－神戸地裁姫路支部判平成 23 年 2 月 28 日労判 1026 号 64 頁

従業員が上司のサポートのないまま海外取引業務に従事して自死した事案。判決は、自死前 6 か月間の時間外労働時間数は、死亡前 1 か月間が 67 時間、同 2 か月間が 50 時間、同 3 か月間が 43 時間、同 4 か月間が 34 時間、同 5 か月間が 59 時間、同 6 か月が 30 時間 (直前 2 か月平均 59 時間。3 か月平均 53 時間。) と認定した。

その上で、「C の死亡 1 ないし 2 か月前の時間外労働時間は、被告外（自宅）におけるそれと併せ、優に 80 時間を超えていたものと推認される」とし、「C の被告内における時間外労働時間は、同人の死亡約 3 か月前である平成 19 年 1 月においても、45 時間弱に及んでいることからすれば、同人の業務は、遅くとも同月以降は、量的にも過重な状態が恒常的に続いているり、それは特に同年 2 月以降において顕著であったというべきである。」と判断した。

(3) 株式会社乙山事件－大阪地判平成 22 年 9 月 29 日判時 2133 号 131 頁

広告代理店従業員が自死した事案。判決は、自死前 6 か月間の時間外労働時間数を、自死前 1 か月間が 66 時間、同 2 か月間が 79 時間、同 3 か月間が 75 時間、同 4 か月間が 104 時間、同 5 か月間が 34 時間、同 6 か月間が 92 時間と認定した。そして、「平均時間外労働時間は、本件自殺前 2 か月間で 72 時間 40 分、同 3 か月間で 73 時間 23 分である。」と認定した。

その上で、「亡太郎の業務は、時間外労働時間が多く、休日出勤も少なくないものであり、かつその内容も業務量が多く、心理的負荷もかかるもの

であったと認められるから、過重なものであったと認められる。」（同頁）とした。

第4 結語

以上によれば、調査対象者の属性が結果に影響を及ぼした可能性の高いR2ストレス評価報告書の内容を前提として現行の時間外労働時間数を維持するのではなく、月65時間程度の時間外労働を目安とする本意見書「第1」の提言を取り入れるべきである。

以上